関西大学動物実験規程の用語定義のまとめ

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- (1)動物実験等 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物の生体を教育又は研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養し、又は保管している 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3)動物飼養保管室 実験動物を恒常的に飼養、保管及び動物実験等を行う施設をいう。
- (4)動物実験室動物実験等を実施する施設をいう。
- (5)施設等動物飼養保管室及び動物実験室をいう。
- (6)動物実験計画動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7)動物実験実施者動物実験等を実施する者をいう。
- (8)動物実験実施責任者動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験等に関する責任を負う者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の使用又は保管に従事する者をいう。
- (12) 動物実験室管理者 学長の承認を受け、動物実験室を管理する者をいう。
- (13) 管理者等 管理者、実験動物管理者及び動物実験室管理者をいう。

